

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の授業欠席手続について

2023年6月24日から、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の授業欠席手続は以下のとおりとします。

【新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の授業欠席手続方法】

提出書類		提出先
届出書類	添付書類	
授業欠席届 (新型コロナウイルス罹患) ※	新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる以下のいずれかの書類を提出 ・医療機関が発行した書類(診断書、検査結果書及び療養証明書等) ・陽性が確認できる検査キットの写真(*) *撮影日・学籍番号・氏名がわかるものと一緒に撮影された写真に限る	学事課 (教務担当)

※授業欠席届(新型コロナウイルス罹患)は、学事課(教務担当)で受領するか、Web ポータルシステム上の添付ファイル又は浦安キャンパスサイトのトップページにある様式を適宜ダウンロードしてください。

【欠席の取扱いとしない期間】

- 1 医療機関が発行した書類に発症日から治癒までにかかった期間の記載がある場合は、記載の期間
- 2 上記以外の場合は、発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでの期間
 ※「発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまでの期間」の詳細については、以下を参照してください。

欠席の取扱いとしない期間						6日目以降
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症日 ※無症状の場合は 検体採取日	出席停止 発症日の翌日を1日目として、5日間経過し、かつ、症状軽快(*)後1日を経過していれば、6日目以降から出席停止解除 *「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態とする。					条件を満たせば 出席停止解除

例	欠席の取扱いとしない期間						6日目	7日目
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
例1	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日	出席停止解除	
例2	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後1日	出席停止解除

【出席停止解除後の対応】

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。

2023年6月24日
学事課(教務担当)